行

城

(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区

本町三丁目8番1号

電話 022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

仙台赤十字病院

丁目四三 - 三仙台市太白区八木山本町

日平成

十三年二月

十一日平成二十六年一月三

台市立病院

一仙台市若林区清水小路三 -

日平成

十三年

月

十一日平成二十六年一月三

病院財団法人広南会広南

二十 - 一仙台市太白区長町南四丁目

日平成

十三年

月

十一日平成二十六年一月三

宮

次

目

告 示

○飼料試験結果の公表 ○救急医療機関の認定

報

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

○道路の区域変更 ○港湾施設の概要

告

示

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

平成二十三年二月

日

次の病院を

○宮城県告示第七十六号

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 障害福祉課)

公

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○交換分合計画の相当の認可 は換地を定めない土地としての指定

(森林整備課 同

路 五 兀

課 六 六

気仙沼市立病院

(港 **道** 

湾

(都市計画課)

六

猪苗代病院

課

石巻市立牡鹿病院

同 兀

石巻市立雄勝病院

(農村整備課) 兀

又

**畜** 産 課

(医療整備課)

ページ

二浦病院

徳永整形外科病院

一二 大崎市古川北町二丁目五 -

日平成

十三年

月

十一日平成二十六年一月三

十三年

月

大崎市民病院

三 - 十 大崎市古川千手寺町二丁目

日平成

|十三年||月

十一日平成二十六年一月三

登米市立佐沼病院

石巻市立病院

五 登米市迫町佐沼字下田中二

甲成二十三年 月 十一日平成二十六年一月三 十一日平成二十六年一月三

日平成二十三年 二十三年 月

日平成 十三年 月 十一日平成二十六年一月三

- 四五 日平成 十一日平成二十六年一月三

十一日平成二十六年一月三

涌谷町涌谷字中江南二七八

一- 二五石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑 日平成 十三年

十三年

日平成 月 月

十一日平成二十六年一月三

石巻市鮎川浜清崎山七

気仙沼市字田中一八四 日平成 十三年 十三年 戸 月 十一日平成二十六年一月三 十一日平成二十六年一月三

|陸町志津川字汐見町 日平成 日平成 十三年 戸

公立志津川 ;病院 五南

気仙沼市南町一丁目三 - 七

十一日平成二十六年一月三

○宮城県告示第七十七号

六

する。

項の規定により、平成二十二年十一月から十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七

救急病院と認定した。

名

称

所 在 地

認定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

井 嘉

村

浩

認定の有効期限

平成二十三年二月一日

宮城県知事

安全性に関する検査 平成22年11月収去

呂	功 5	<b>是</b>	<b>注</b>				
有限会社シェルズ 松島町		ナーリン株式会社東 北工場 大郷町	三和油脂株式会社仙 台工場 大衡村	日本農産工業株式会 社塩釜工場 塩釜市		株式会社東北水産理 化学研究所 塩釜市	製造事業場等の名称 及び所在地
同左	同左	同左	回左	回左	同左	同左	収去場所
カキ殻	ビタミン・ミネラル 入り混合飼料	ミネラル入り混合飼料	米ぬか油かす	[5] 原子豚育成用配合飼料	カルシウム・リン混合飼料	リン・カルシウム混 合飼料	飼料又は飼料添加物 の区分
シェルミール	TMRベース Cell	ネオ・ナーリン	<b>彤</b> . 眉 柳 蒙	ノーサン印 子豚人工乳前 期用配合飼料 めんこいミ ルク前期	カルボン	ニューマイミックスA	飼料又は飼料添加物の名称
H22.11	H22.11	H22.10	H22.11	H22.11	H22.11	H22.11	製金
動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	重 金 属-鉛,水銀,カドミウム	重 金 属 - 鉛,水銀,カドミウム,動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	重 金 属 - 鉛,水銀,カドミウム,動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	就 験 項 目
潍	湽	誰	泔	潍	潍	泔	違反の有無及び違反の内容

栄養成分に関する検査 平成22年11月収去

<b>第2220</b> ℃	<del>于 一                                   </del>	2月1	
	田本膿産工業株式会 社庙総工場 塩能市工場	物及び所在	世半曲米市・
回左	回左	収去場所	
ノーサン印ます類育 成用配合飼料 ます	<ul><li>エチモウ印きんざけ及びます類音成用配合</li></ul>	飼料の名称	
H22.11	H22.11	を を を を に に に に に に に に に に に に に	
49.3	38.4	粗たん白質%	
4.4	18.2	粗脂肪%	
3.48	2.55	カルシ ウム %	맫
1.99	1.47	ت % %	틄籴
1.4	1.8	粗繊維%	結
13.3		粗灰分 揮発性 塩基性 % 窒素%	細
		水雞 溶素 苗 %	9
		ペンテンに シリル と化り とと	麓
		T D Z	畑
		M E kcal/	
		その他 の 検 首	
湽	<b></b>	違反の内容	

安全性に関する検査 平成22年11月収去

	基づく規格適合表示飼料で	ī	0条第2]	頁又は第3	第29条第2項又は第30条第2項の規定	-	に関する法律第27条第1項	- る法律等	よいに乗んの毎に1242と	飼料の安全性の確保及び品質の改善	飼料が、飼	(注)
湽		5.9	0.8	0.82	0.89	8.2	22.6	H22.11	ノーサン印 子豚人 工乳前期用配合飼料 めんこいミルク前期	回左		
									E P デラックス3.2			

	(注)		
を付けている。	飼料が、		
°N	飼料の5	回	
	安全性の確保	同左	
	飼料が,飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項	ノーサン印 子豚人 工乳前期用配合飼料 めんこいミルク前期	E P デラックス3.2 P
	-る法律第	H22.11	
	27条第 1	22.6	
	-	8.2	
	第29条第2項又は第30条第2項の規定	0.89	
	又は第30	0.82	
	)条第 2 項	0.8	
	の規定に	5.9	
	基づく規		
	格適合表示		
	示飼料で		
	ある場合		
	iには、飼		
	剛料の名称の		
	物の前に「働	<b></b>	
	_		

( 3	3) 平点	戊23年 2 /	月1日	火曜日	1	宮 城	県 :	公 報	
	株式会社富士飼料角 田TMRセンター 角田市	日清丸紅飼料株式会 社鹿島工場 茨城県		ニッカウヰスキー株 式会社 仙台市	東和石灰工業株式会 社 登米市	有限会社東北イーエ ム流通センター 大崎市	武陽食品株式会社東 北第一営業所 松山町	ゴールド興産株式会 社 大崎市	製造事業場等の名称 及び所在地
	同左	株式会社富沢 商店 山元町	同左	同左	同左	同左	武陽食品株式会社東北第一会社東北第一会社東北第一 会社東北第一 営業所(飼料部宮城営業所) 新宮城営業所) 美里町	同左	収去場所
	乳牛用混合飼料	肉用牛肥育用配合飼 料	牛用混合飼料	牛用混合飼料	炭酸カルシウム	米ぬか発酵飼料	加熱圧ぺん大豆	乳牛専用混合飼料	飼料又は飼料添加物 の区分
	富士TMR35	和牛仕上用	ハイグロス	モルトフィードG	粉タンカル	元気ボカシ ぬくぬく君	加熱圧ぺん大豆	乳牛専用 R. D., インジェク ション303	飼料又は飼料添加物の名称
	H22.12	H22.12	H22.4	H22.12	H22.12	H22.11	H22.11	H22.11	製金
	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	動物由来たん白質 - 肉 骨 粉 等	試験項目
	泔	誰	湽	湽	湽	誰	泔	泔	違反の有無及び違反の内容

## ○宮城県告示第七十八号

次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。 三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業石森地区について樹立する換地計画に関し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十

平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井

## 地積を

<u></u>	五五四	同	同	二三四番六四	同	同	同
六四	八八四	同	同	二三四番四八	同	同	同
101	九六七	同	同	二七〇番一	同	同	同
一七八	八七〇	同	同	三五二番一	同	同	同
-	五四〇	同	同	二二四番一四	同	同	同
九三	八九四	同	同	四三	川前	同	同
三三四	一、二四二	同	同	_	同	同	同
六六六	一、三六	田	田	=	貞四郎塚	森中 田町石	登米市
地積減ずる	地積㎡	用地	地 目	地番	字	大字	市町村

### 換地を定めない土地

	J 1	7-20 = 0	1 - /.	
	_	1		
同	同	同	登米市	市 町 村
同	同	同	森中田町石	大字
同	同	同	川前	字
二二四番六三	二六番一	三五五番一	二八二番一	地番
同	同	同	田	地目
同	同	同	田	用地
七九三	四三九		lior	地 <b>積</b> ㎡

# 嘉

縦覧に供する。								
土地改良区に係						める土地	5特に減じて定める土地	佐持
土地改良法(	浩	嘉	井	村	宮城県知事			

	て定める土地

縦覧に供する書類の名称

交換分合計画書の写し

= 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同年三月十七日まで

Ξ 縦覧場所

色麻町役場及び加美町役場

○宮城県告示第八十号

た。

平成二十三年二月一日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

=

柴田郡川崎町大字今宿字岩下山 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

Ξ

(-)

主伐に係る伐採種は定めない。

立木の伐採の方法

同 同 同 同 同 同  $\equiv$ = 一四番四六 四番六五 同 同 同 同

四八

Ξ

## ○宮城県告示第七十九号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十九条第五項の規定により、加美郡色麻町色麻 改良区に係る高城地区の交換分合計画の認可の申請を相当と認めたので、関係書類を次のとおり

の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議を申し出ることができる。 なお、この交換分合計画に対して異議があるときは、同条第七項の規定により、 平成二十三年二月一日 縦覧期間満了の日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

(5)	<u> </u>	ヹ成	23 년	<b>F</b> 2	月 1	日	火	曜日	3		宮	j	城	اِ	₹	公	•	報								第	2228	3号	
					土砂流出防備保安林										水源かん養保安林	保安林の種類		平成二十三年二月一日	二百四十九号)第三十	度における保安林及び	森林法施行令(昭和	○宮城県告示第八十一号	整備課)及び川崎町の	(「次の図」及び「次のとおり」	次のとおりとする。	2 立木の伐採の四	三 間伐に係る森林は、	備計画で定める	□ 主伐としては
鳴瀬川上流	江合川上流	迫川地区	石巻地区	北上川下流	本吉地区	白石地区	仙台地区	黒川地区	鳴瀬川下流	鳴瀬川上流	江合川上流	迫川地区	石巻地区	北上川下流	本吉地区	保安林の種類に一の単位とされる			二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。	度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、	森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、	号	整備課)及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)	は、省略し、	9 <b>3</b> °	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	林林は、次のとおりとする。	備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	•
二六〇・五七	一八〇・九二	七八・二〇	110.011	七・五四	二四・八六	一、六一九・四四	一、三七一・三二	一八二、三八	〇・八四	一、二九二・八二	七五三・二四	一、〇五三・六〇		三八三・二三	三七三・一一	皆伐面積の限度(ヘクタール)	医切界知事 机二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯	† ‡	の許容限度を次のとおり公表する。	採について、森林法(昭和二十六年法律第	条の二第三項の規定により、平成二十三年			その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林					当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
	<b>保</b>	<b>を書きて木</b>				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	魚つき保安林															二言以依任安本	<b>上屋方铺录艺术</b>	1	防虱保安林				
宮城南部地区	医坎耳马 45	写成比图也 <u>了</u>	南三幸叮	女 ! ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	東松島市	気 流流 市	石巻十二	南三陸町	女 加美町	大郷町	大和町	丸森町	柴田町	七ケ宿町	大崎市	東松島市	栗原市	登米市	角川流	自石市 市	元 名 元	石	山台市田	うこ	蔵王町 1		仙台地区	黒川地区	鳴瀬川下流江合川下流
t. C	- - -	- ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	O·九/			二・五三	一七・五八	つ・七六	一六・石三	0.110	三・六〇	ニ・セニ	〇・九八	五・一四	五七・五四	四・三六	二:一九	0   回	二: ○ ○				豆 ( ) 一 D		0.11		五九・四二	三八・六二	——•九八

○宮城県告示第八十二号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県北部土

平成二十三年二月一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

路 名 小牛田松島線

道路の区域

Ξ

で	同町北浦字道祖神前一四四番一地先ま地先から	遠田郡美里町北浦字道祖神前九五番一	変更の区間
後 A	自 B	Α	前変 更 後の
 三 四八 三	- 四・ 五五・ 〇	二三 二三 四八 三	(メートル)敷地の幅員
一八六・〇	一三七・二	一八六・〇	(メートル)敷地の延長
いう。 タイプ	かして 引きる	3	備考

### ○宮城県告示第八十三号

により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係留施設	係留施設	係留施設	種類
雷神ふ頭三号	岸雷 壁神 ふ頭二号	岸雷神 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	施設名
仙台市宮城野区	港三丁目地内	港三丁目地内	位置
鋼矢板控組	併用式 航・直立消波 経報	式鋼矢板控組杭	構造
延長一三〇メート	ス九・〇メートル 水深D・Lマイナ	水沢D・Lマイナ ス七・五メートル	数量・能力
廃止	変更	変更	備
			考

岸壁 港三丁目地内 併用式 杭・直立消波 ス七・五メートル 水深D・Lマイナ

○宮城県告示第八十四号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和四十三年法

平成二十三年二月一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 石巻広域都市計画市場

1

2 名称 \_ 号 女川町地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁 (土木部都市計画課)

#### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年二月一日

入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県拓桃医療療育センター磁気共鳴診断装置 (MRI)賃貸借 一式

宮城県知事

村

井

嘉

浩

2 調達案件の仕様等入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から平成二十六年九月三十日まで

履行場所 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙二十番地

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であるこ

る廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条によ

をしていない者であること

なされなかった者とみなす の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

- の者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。 ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 7 置を受けていない者であること 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措

報

8 れにも該当しない者であること 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

営に事実上参加していると認められるとき。 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

宮

城

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす

わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図 という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 (以

(7)

又は関与していると認められるとき

- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- (Ŧi) 引したり、又は不当に利用していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 暴力団等であることを知りながら、これと取
- 当該業務又は類似する業務を複数回実施した実績を有すること。
- 保守及び修理体制が整備されていること
- 入札参加資格申請場所及び提出期限

Ξ

10 9

成二十三年二月二十五日 (金)午後五時までに提出すること。 達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九 八〇 - 八五七〇(宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号)電話〇二二 - 二一一 - 三三三五)へ平 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、 当県所定の物品調

### 入札書の提出場所等

兀

入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わ

2 入札説明書の交付期限

宮城県保健福祉部障害福祉課施設整備班(担当 〒九八〇 - 八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 千葉 里子 電話〇二二-二一-二五五八)

一般競争入札参加資格審査

3 成二十三年二月十四日 (月)午後五時までに1に掲げる場所へ申し出ること 平成二十三年二月十七日 (木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、

平

4 入札書の提出期限

の間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日まで

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年二月二十五日(金)

名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限まで に到着すること。)。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする 平成二十三年三月十四日 (月) 午後五時 (郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の

- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 開札の日時及び場所

6

5

平成二十三年三月十五日 (火)午前十時

五

入札に参加することができない者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階六一一会議室

- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 本件調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

#### f

- 契約手続において使用する言語及び通貨(日本語及び日本国通貨に限る)
- 免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。2(入札保証金)財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による
- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)

- 問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを
- 価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。6.落札者の決定方法.本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無
- 契約書の作成の要否 要

8 7

- は、契約書の定めにより契約を解除する。うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときうものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったとき令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行
- 詳細は入札説明書による。

#### 七概要

10

#### **1**

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item to be Procured: Lease of a magnetic resonance imaging system,
- 1 set
- Period of Lease: July 1, 2011 to September 30, 2014
- 3 Place of Delivery: Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center
- Deadline for Bid: march 14, 2011, 5: 00 p.m.

Contact Person: Satoko Chiba, Management Section, Disabled Person's Welfare Division, Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2558